

2014年4月4日

2013年度公認インストラクターの皆様
2013年度集合学習受講者の皆様

一般財団法人日本ドッジボール協会

公認インストラクター資格と準指導員〈区分Ⅰ〉資格に関する制度の詳細について

2014年3月末にJDBAニュースとともに公認指導者資格に関する資料を発送いたしました。

しかしながら、制度の説明が分かりにくいというご意見や、お送りした資料では説明しきれていない部分がありましたので、改めて、順を追って説明をさせていただきます。

お手元の各種資料とともにご覧いただくと幸いです。

1、この資料について

この資料はインストラクター制度を含む『公認準指導員〈区分Ⅰ〉』に特化して説明しています。

準指導員〈区分Ⅱ〉や指導員に関する説明はありません。また、公認審判員資格や競技者資格についても本資料では一部を除き説明しませんので、ご了承ください。

2、2013年度に公認インストラクター資格を有していた方へ

2013年度末をもちまして、公認インストラクターの資格制度は終了しました。よって、2014年度以降、公認インストラクターに関する更新登録料（2,000円）の振り込みは不要です。

なお、2013年度に公認インストラクターの方は、2014年度末まで準指導員〈区分Ⅰ〉の取得に関する優遇を受けられます。

2014年度に準指導員〈区分Ⅰ〉の取得を予定されている方は引き続き、説明をお読みください。

3、今回の登録について

4月1日から5月31日までに行われている指導者登録は、2013年度中に準指導員〈区分Ⅰ〉を取得するための要件を満たした方を対象としています。

対象となるのは、2013年度中に

- ・インストラクター資格を有し、集合学習②を受講した方
- ・集合学習①（おやこドッジすくうる）と集合学習②を受講した方

この2つのパターンに限定されます。

それ以外の方は、資格取得の要件を満たしていませんので、メンバーサイトでの登録や個人会費・登録料の振り込みは不要です。JDBAニュースとともにお送りした払込取扱票は使用しません。

2014年度以降、準指導員〈区分Ⅰ〉の取得を予定されている方は引き続き、説明をお読みください。

4、2013 年度に資格取得要件を満たしていない方へ

準指導員<区分 I>の資格取得要件を満たすためには、決められた期間に残りの講習を受講する必要がある。

- 2013 年度に公認インストラクターの方
→2014 年度中に集合学習②を受講してください。
- 2013 年度中に集合学習①を受講した方
→2016 年度*までに集合学習②を受講してください。
- 2013 年度中に集合学習②を受講した方
→2016 年度*までに集合学習①を受講してください。

※受講期間につきましては、4 月理事会にて承認された場合の受講期間となります。

なお、2014 年度の公認指導者養成講習会は次のとおりとなります。

- 集合学習①→各都道府県協会が主催（受講料・開催日は各都道府県協会が決定）
- 集合学習②→JDBA が主催（全国 9 ブロックで開催予定）

決められた期間までに資格取得要件を満たした場合は、次の項目をお読みください。

5、資格取得要件を満たした際の登録手続き（1）

準指導員<区分 I>の資格取得要件を満たした方は、決められた期間に登録の手続きを行う必要がある。登録の手続きは『メンバーサイトでの登録』と『登録費用の振り込み』に分かれます。

- 2013 年度中に資格取得要件を満たした方
→2014 年 5 月 31 日までに登録の手続きを完了させてください。
- 2014 年度以降、資格取得要件を満たした方
→資格取得要件を満たした日（講習会が終わった日）から 1 週間以内に『メンバーサイトでの登録』を完了させ、資格取得要件を満たした日から 2 週間以内に『登録料の振り込み』を完了させてください。

登録費用については、次の項目をお読みください。

6、資格取得要件を満たした際の登録手続き（2）

登録費用は、一部の例外を除いて『個人会費』と『資格登録料』に分かれます。

『個人会費』は年額 1,000 円です。準指導員<区分 I>の『資格登録料』は年額 2,000 円です。

公認審判員資格や競技者資格をお持ちでない場合、登録費用は合計で年額 3,000 円となります。

なお、公認審判員や競技者にも個人会費は設定されていますので、既に公認審判員の更新登録料を振り込んでいる場合は、準指導員<区分 I>の資格登録料 2,000 円のみの振り込みとなります。

また、公認審判員資格・競技者資格と準指導員<区分 I>の登録費用と一緒に振り込む場合は、個人会費 1,000 円とそれぞれの資格登録料（審判員 C 級 4,000 円、審判員 B 級 6,000 円、審判員 A 級 8,000 円、一般競技者 1,000 円）と準指導員<区分 I>の資格登録料 2,000 円を合算した金額を振り込んでください。

次のページに登録費用に関する例外を説明していますので、必ずご確認ください。

【重要】

2013年度中に『toto 助成事業おやこドッジすくうる』のプログラムに参加された方は、集合学習①の受講に該当します。

但し、2013年度は公認インストラクター制度が運用されていたことから、資格の取得にあたっては、インストラクター更新料に準じた費用を『受講証明証』の発行を必須とさせていただきます。

受講証明証は1通2,160円（消費税・送料込）となりますので、2013年度中におやこドッジすくうるに参加された方で、準指導員〈区分I〉の登録手続きを行う方は、登録費用に合算して振り込んでください。

2013年度に公認インストラクターの方で、2013年度のおやこドッジすくうるにも参加されている方は、公認インストラクターとしての優遇を受けられますので、受講証明証の発行は不要です。

公認インストラクター資格と準指導員〈区分I〉資格に関する説明は以上となります。

その他、ご不明な点につきましては、公式サイトやメンバーサイトで皆様にご確認をいただける形で回答をさせていただきますので、都道府県協会を通じてお問い合わせいただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

公認インストラクター資格の終了と公認指導者制度の開始、さらに個人会員制度の導入という複合的な状況により、皆様方にはご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

個人会員制度に関しましては、それぞれの資格を取りまとめて管理することで、ドッジボールに関わる方々の人口を正しく把握するとともに、複数の資格をお持ちの方にとっては金銭的な負担軽減となる制度になっております。また、制度の基本的な性格として、この制度に関わる皆様がドッジボールに関する情報や将来に向けての使命を共有し、一丸となって競技を盛り上げるための拠りどころになるものですので、今後とも当協会事業にご理解とご協力をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

<連絡担当>

一般財団法人日本ドッジボール協会
事務局 郷